



ご利用の手続き

1. 利用申請期間

利用申請期間はつぎの4つの区分に分かれています。

団体種別	利用申請開始日	利用申請期間		
		宿泊室	多目的ホール	研修室
施設の設置理念に合致し、全館借切りの団体(主催事業を含む)		随時		
障がい者団体	ご利用予定日の18ヶ月前の月の初日から	利用当日まで	利用当日の2週間前まで	利用当日の前日まで
一般団体 障がい者個人	ご利用予定日の12ヶ月前の月の初日から			
一般個人	ご利用予定日の6ヶ月前の月の初日から			

- ※「団体」とは法人のほか、権利能力なき社団を含みます。
- ※宿泊室の団体利用は、15名以上とします。
- ※利用申請開始日の「月の初日」について、1月にあっては、初日は1月4日とします。
- ※利用申請は12月31日から1月3日の間はできません。(宿泊室を除く)
- ※小研修室のみの利用申請は利用日の1ヶ月前の1日より申請を受け付けます。多目的ホールと併せてご利用の場合は、上表のとりの申請開始日となります。

<p>◆障がい者団体等とは</p> <p>(1) 障がい当事者団体</p> <p>(2) 行政機関の障がい福祉関係部署</p> <p>(3) 障がい者の自立と社会参加に寄与する活動を行うことを目的として設立された社会福祉法人、公益・一般財団法人、公益・一般社団法人、特定非営利活動法人等</p> <p>(4) 障がい者の自立と社会参加に寄与する活動を行うことを目的として設立されたボランティア団体・グループ等</p> <p>(5) その他、これらに類すると館長が認める団体</p> <p>◆障がい者個人とは...</p> <p>身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳を有する者もしくは政令で定める難病に罹患している者又はこれらに準じると館長が認める者となります。</p> <p>◆障がい者団体の申請</p> <p>障がい者団体は利用申請書とともに、団体概要及び利用目的が確認できる資料の提出をお願いする場合があります。</p> <p>◆障がい者料金の適用</p> <p>障がい者料金の適用は前述の障がい者団体等であり、かつ利用目的が施設の基本理念に合致し、障がい者の自立と社会参加に寄与するものであるとします。そのため、障がい者団体等であっても、利用目的により、障がい者料金が適用できない場合があります。</p>
--

2. 利用申請と利用承認

施設の利用をご希望される団体(以下「利用希望団体等」といいます)は、利用申請期間の間に「利用申請書(様式2)」に必要事項をご記入いただき、利用申請をして下さい。【利用の制限】に照らし、団体内容、利用目的、利用内容等を審査の上、利用の可否をビッグ・アイが判断させていただきます。利用申請後、7日以内に「利用承認書兼請求書(様式3)」の送付をもって予約を確定いたします。(利用調整期間に利用申請をされた方には8日以降・1月は11日以降に送付)「利用承認書兼請求書(様式3)」がお手元に届きましたら、利用日、利用施設、利用料金等のご確認をお願いします。もし、利用申請の内容と相違がある場合は、至急連絡をいただきますようお願いします。

※利用申請の段階では予約は確定していません。ビッグ・アイが「利用承認書兼請求書(様式3)」を発行させていただいた日が「予約確定日」となります。

※「利用承認書兼請求書(様式3)」は郵送もしくはPDF形式でEメールに添付し送付します。なお、「利用承認書兼請求書(様式3)」は請求書も兼ねています。

3. 利用申請方法

「利用申請書(様式2)」に必要事項をご記入の上、ご来館、郵送、ファックス、Eメールのいずれかの方法で利用申請を行ってください。「利用申請書(様式2)」は電話やファックス、Eメールでビッグ・アイまで連絡をいただければ、郵送、ファックス、Eメールで送付させていただきます。また、ビッグ・アイのホームページからもダウンロードできます。「利用申請書(様式2)」の提出をもって利用申

請としますので、電話による口頭のみ場合は利用申請となりません。なお、ご自身でご記入することが困難な場合はフロントスタッフが代筆させていただきますのでお申し付けください。

利用申請時間	10:00~21:00 12月30日~1月3日を除く年中無休
電話	072-290-0900
ファックス	072-290-0920
送付・来館	〒590-0115 大阪府堺市南区茶山台1-8-1 国際障害者交流センター 1階フロント
Eメール	front@big-i.jp

4. 利用調整期間

障がいのある方の連絡方法や時間の格差を解消するために、利用申請開始日(1月は4日)から7日までは(1月は11日)は利用調整期間とし、その期間に利用申請があった団体が希望する利用日及び利用施設の調整をビッグ・アイが行います。その間に利用申請をされる場合は、ご利用日、ご利用施設の第1希望から第3希望までご記入いただけますようお願いいたします。また、利用調整期間に調整のためご担当者様に連絡をさせていただくことがあります。なお、毎月8日以降(1月は12日以降)は先着順で申請を受け付けます。

5. 仮予約について

利用希望団体のご事情により、ご利用の意思が確定しない場合は、最大1カ月の仮予約の期間を設定できます。また、ご利用日程が流動的な場合、仮予約日は最大2つの候補日までお受けします。仮予約期間内に「利用申請書(様式2)」の提出がない場合は、仮予約を取り消します。

※仮予約期間の延長はできません。

※仮予約期間が終了後、同じ団体が同じ日程であらためて仮予約することはできません。

※仮予約期間中に他のお客様から、同じ日程で利用の希望があった場合、調整のため連絡をとらせていただくこともあります。

6. ご入金について

「利用承認書兼請求書(様式3)」がお手元に届いてから、ご利用日の6ヶ月前までに「利用承認書兼請求書(様式3)」に記載された施設利用料金をお支払い下さい。もし、納期限までにお支払いがない場合はそのご利用を取り消す場合もありますのでご注意ください。

記載された施設利用料金は料金表に示された施設の利用料金のみで、施設利用料以外の延長料金、設備・備品利用料金、運営人件費等は含まれておりません。もし、請求内容に不明な点があればご連絡いただけますようお願いいたします。

諸事情により、納期限までにご入金できない場合は、「施設利用料金遅延・後納申請書(様式5)」をもって申請していただくことにより、遅延もしくは利用日以降の後納とすることができます。その場合、支払が遅延もしくは後納となる理由を明らかにするため、法律、条例、社内規程等根拠となる書類を添付していただくこともあります。

7. 利用のキャンセル

利用希望者の都合で、「利用承認書兼請求書(様式3)」がお手元に届いて以降、利用日までの間に利用を取り消した場合の違約金は次のとおりとします。

多目的ホール		研修室	
発生日	違約金	発生日	違約金
6か月前以前	0%	6か月前以前	0%
6か月前以降 1か月前まで	50%	6か月前以降 1か月前まで	20%
1か月前以降 8日前まで	80%	1か月前以降 8日前まで	50%
7日前以降	100%	7日前以降	100%

8. キャンセルに伴う施設利用料金の還付

利用希望者の都合で利用を取り消された場合、既に納付された施設利用料金から前項に定める率の違約金を差し引き、還付するものとします。還付の手続きは「施設利用料金還付請求書(様式6)」のご提出をお願いします。還付は当センターにおいて現金で還付するか、利用希望者が指定する口座に振り込むものとなります。還付に必要な振込手数料は利用希望者の負担となりますので、還付する額から振込手数料相当額を差し引き振り込むものとします。

9. ご利用日時の変更

同じ目的で利用する場合に限り、次に掲げる期間内であれば1回のみ、利用施設を変更(変更を希望する施設が空いている場合に限り)することができます。なお、変更によって既に納付済みの利用料金に過不足が生じた場合は、利用

日又は後日精算するものとします。

※ 2回以上の変更は、それまでの予約を一旦キャンセルし、新たに利用申請をしていただきます。その場合、それまでの予約に対し違約金が発生する期日であれば、違約金を申し受けますのでご注意ください。

	変更手続き期限
多目的ホール	ご利用日の 30 日前まで
研修室	ご利用日の 15 日前まで

## ご利用料金

当センターをご利用される際には「国際障害者交流センター料金表」に示された施設利用料金と付帯設備・備品利用料・舞台運営人件費、その他の料金が必要です。

### 1. ビッグ・アイの利用料金

施設利用料金	「国際障害者交流センター料金表」に示された施設利用料金
付帯設備 備品利用料	マイク、プロジェクター、演台、掲示パネル等の利用料です。「付帯設備・備品利用料金表」を参照してください。
舞台運営人件費	舞台進行・照明・音響・映像を行う人員に係る人件費です。原則、多目的ホールをご利用の際はこの費用が発生します。
その他	飲食代金、コピー料金、持込機材の電源利用料等が別途かかります。また、センターが保有しない備品等の場合は外部からのレンタルとなり、別に請求となります。

ビッグ・アイは身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センター（身体障害者福祉センター A 型）であり、本施設を運営する事業は、第 2 種社会福祉事業（社会福祉法第 2 条第 3 項第 5 号）に該当します。したがって、社会福祉事業に係る消費税の取扱いについては、消費税法第 6 条第 1 項の規定により、当施設の施設利用料は非課税です。

### 2. 障がい者料金

ビッグ・アイは障がい者の方にご利用しやすくするために、障がい者料金を設定しています。障がい者料金が適用されるのは、利用希望団体が障がい者団体等であり、かつ利用目的が施設の基本理念に合致し、障がい者の自立と社会参加に寄与するものであるとします。

※ 団体概要及び利用目的が確認できる資料の提出をお願いする場合があります。

※ 障がい者団体等であっても、利用目的により、障がい者料金が適用できない場合があります。

### 3. 利用料金の加算

多目的ホール及び研修室において、入場料、観覧料、受講料等名称の如何を問わず、入場者・参加者から料金を徴収して催し物を行った場合は、下表のとおり、その額に応じて施設利用料金を加算します。月謝、講習料等として、月又は年単位で徴収した場合は、1 回あたりの負担額に割り戻し、同様に加算されます。ただし、サークル、グループ等において、会費等を集めサークルやグループを運営している場合で、かつ非営利活動と認められる場合は適用しません。また、館内において営利目的で販売する場合は、商品の単価に関わらず、3,000 円超の加算を適用します。

1 回の負担額 (消費税含む)	多目的ホール 大研修室の利用料金	中研修室、小研修室 の利用料金
500 円以下のとき	1 5 0 %	1 3 0 %
500 円超 1,500 円以下	1 7 0 %	1 5 0 %
1,500 円超 3,000 円以下	2 0 0 %	1 7 0 %
3,000 円超	2 2 0 %	2 0 0 %

### 4. お支払方法

施設利用料金・付帯設備・備品利用料・舞台運営人件費、その他の料金のお支払いは現金（日本円に限る）、クレジットカード及び銀行振込にてお願いします。なお、銀行振込みの場合、振込手数料はご負担をお願いします。

#### ◆ 振込先

【銀行名】 りそな銀行 (0010)  
【支店名】 泉北支店 (227)  
【口座番号】 普通 No.0 2 5 2 7 4 1  
【口座名義】 ビッグ・アイ共働機構  
(ビッグ・アイヨトウカゴ)

## ご利用について

### 1. ご利用時間

施設のご利用時間は以下のとおりです。この中に準備、あと片付け等、すべての時間を含みます。また、別途定める延長料金を納付することで、前後 2 時間以内の延長利用ができます。（夜間の延長は 22:45 まで）ただし、前後の他の利用との関係や施設の管理上支障がある場合は延長できません。

利用施設	利用時間	区分				
		延長	午前	午後	夜間	延長
多目的 ホール	9:00 ～ 21:00	7:00 ～ 9:00	9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 21:00	21:00 ～ 22:45
レスト ラン	7:00～21:00（ラストオーダー20:30） ただし、宿泊者以外は 9:00～21:00					
駐車場	5:00～翌 2:00 2:00～5:00 の間は出入庫できません。					
共用部 分	6:00～23:00 ただし、施設利用者・宿泊者以外は 9:00～21:00					

### 2. お打合せと利用計画書

多目的ホールは 1 カ月前、研修室は 15 日前までに利用計画書（様式 4）のご提出とともに、お打合せをお願いします。

なお、簡易な利用、継続的な利用等で、ビッグ・アイが打ち合わせの必要がないと判断した場合は、この限りではありません。

### 3. 駐車場

多目的ホール及び研修室を利用する場合において、物品搬入、主催者来館等のため、駐車が必要な場合 1 団体につき、3 台まで駐車料金を免除します。なお、物品搬入のため一時的に駐車する車両は無料とします。

時 間	普通車	中型車	大型車
～ 2 時間	300 円	600 円	900 円
以後 1 時間毎	200 円	400 円	600 円
宿泊（1泊付）	500 円	1,000 円	3,000 円

### 4. 搬入・搬出について

催し物等を開催するための物品の搬入・搬出がある場合は、必ず、事前に搬入搬出をする日時、搬入搬出車両、担当者をフロントにお伝えください。時間帯により搬入・搬出ができない場合もありますので、フロントスタッフの指示に従っていただくようお願いします。

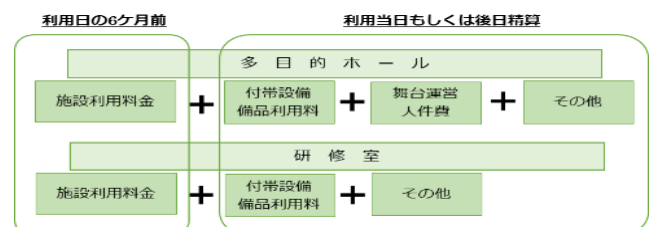
#### ◇ 搬入・搬出口

ビッグ・アイ屋外駐車場からの搬入となります。また、1 階へは荷物搬入用のエレベーターを使用することになります。エレベーターの利用については、「搬入・搬出用エレベーター利用規則」を厳守し操作を行って下さい。「搬入・搬出用エレベーター利用規則」を守らずに起こった事故については、ビッグ・アイは責任を負いませんのでご了承のほどよろしくお願いいたします。

### 5. 多目的ホールをご利用の方へ

多目的ホールをご利用の場合、以下の点についてご確認をお願いします。

- (1) 多目的ホールの運営はビッグ・アイが契約をした外部の業者に委託しております。そのため、多目的ホールのお打合せは、その業者と直接していただくことになります。なお、宿泊室、研修室、レストランを併せてご利用いただく場合は、フロントとのお打ち合わせも必要となります。
- (2) 施設利用料金、付帯設備・備品に加え、ホール運営人件費が必ず必要となります。配置人数は催しの内容により異なりますので、必ず事前にご相談下さい。目安のとしては下表のとおりです。
- (3) また、リハーサル以外に舞台の準備と撤去には下表のとりの時間が必要です。



## 6. ビッグ・アイでの販売行為等

ビッグ・アイにおいて、物品の販売、勧誘又は寄付の募集、その他これらに類する行為はできません。ただし、その行為がビッグ・アイの設置目的に合致し、かつビッグ・アイの秩序の維持に支障を来たすおそれがない場合は、「物品販売等許可申請書」（様式7）を提出いただき、許可を受けて下さい。また、許可をした場合においても、時間、場所、販売する物品等に条件を付ける場合があります。また、営利目的で販売される場合は、施設使用料が加算されます。

## 7. ビッグ・アイでの広告の掲示

ビッグ・アイにおいて広告物、ビラ、ポスターその他これらに類するもの（以下「広告物等」といいます。）を掲示してはなりません。ただし、次の各号に掲げる広告物等に限って、「広告物等掲示許可申請書」（様式8）を提出し、館長の許可を受ければ掲示することができます。

- (1) 多目的ホール、研修室等で開催される事業の告知
- (2) 全国の障がい（障がい者）福祉に資する事業の告知
- (3) 周辺地域で、かつ公益性があると認められる事業の告知
- (4) 国、地方公共団体が行う事業の告知
- (5) ビッグ・アイの利用者にとって有益となる案内・情報等
- (6) その他、施設の理念に照らし、館長が適切と認められたもの

以上に掲げる広告物等であっても、その形態、内容が次に該当する場合は、掲示することができません。

- (1) ビッグ・アイの設置目的を逸脱し、その品位損なうおそれがあると認められるとき
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき
- (3) 主催者、連絡先が明確に表示されていないとき
- (4) 政治的、宗教的又は扇動行為と認められるとき

## 8. 関係官庁への許可申請

ビッグ・アイの利用に際して、次に該当する場合は、ご利用者ご自身であらかじめ法令の定めるところにより関係官庁へ必要な許可申請又は届出等を行っていただきます。また、許可証又は届出書の写しを利用日の10日前までにビッグ・アイにご提出をお願いします。  
詳しくは、フロントスタッフにご相談ください。

### 快適にご利用いただくために

皆さまにビッグ・アイを快適にご利用いただくために次のことについてお守りいただけますようお願いいたします。

### 1. 【利用に関する遵守事項】

ビッグ・アイをご利用される際、以下のことについて遵守いただきますようお願いいたします。また、建物又は設備を損傷し又は汚損したときは、原因の如何に関わらず、直ちにその旨をビッグ・アイスタッフに届け出てください。

- (1) 常に善良な管理者の注意をもってビッグ・アイを利用すること。
- (2) 本規約及び関係法令の定める事項を遵守し、利用承認された内容に従って催し物等を開催(運営・管理)すること。
- (3) ビッグ・アイのスタッフの指示に従うこと。
- (4) 利用責任者を定め、利用期間中、利用施設及び共用部分において、事故防止に万全を期すること。
- (5) 不測の災害や事故に備え、あらかじめビッグ・アイの非常口、避難誘導経路等を確認するとともに、主催者の責任において、関係者、参加者等に周知・徹底すること。
- (6) 利用施設の定員を遵守すること。
- (7) 利用希望者の責任と負担において、必要に応じて損害賠償保険、傷害保険等に加入すること。
- (8) 不特定多数の観客等を集める催しの場合、主催者を明確にし、チラシやポスターを作成するときは、主催者名及び連絡先を明記すること。
- (9) 多数の来場者が想定され、警備が必要と認められる場合は、警備員を配置すること。
- (10) 駐車場以外での駐車、所定の場所以外での喫煙及び火気の使用はしないこと。
- (11) 多目的ホール内では、原則として飲食をしないこと。
- (12) 外部からの飲食物の持ち込みは、原則としてしないこと。
- (13) 物品の搬入に当たっては、搬入車両の車種及び台数を事前に報告すること。また、指定時間を厳守すること。
- (14) 荷物搬入・搬出用のエレベーターを使用する際、「搬入・搬出用エレベーター利用規則」を厳守し、作業に従事するスタッフに周知するとともに、使用責任者を指定すること。

### 2. 【利用の制限】

次に掲げる場合は、ビッグ・アイの施設（共用部分を含む。）を利用することが

できません。また、既に利用を承認している場合にあっては、利用承認の取消し若しくは利用の制限又は退去を命じることがあります。その場合、既に納付された施設利用料金は還付されません。また、利用承認の取消し若しくは利用の制限又は退去を命じられたことにより、利用希望者に損害が生じた場合にあっては、ビッグ・アイは一切の責任を負いません。

- (1) ビッグ・アイの設置目的を逸脱し、施設の品位を損なうおそれがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 許可なく、物品の販売、勧誘、寄付の募集その他これらに類する行為を行ったとき。
- (4) 許可なく、広告物、ビラ、ポスターその他これらに類するものを掲示したとき。
- (5) 他の利用者に対し、不都合が生じるおそれがあると認められるとき。
- (6) ビッグ・アイの運営が阻害されたり、他の利用者の利用が阻害されるような頻繁若しくは定期的な利用又は特定の団体等の独占的な利用と認められるとき。
- (7) 周辺の住民及び環境に著しく害を及ぼすおそれがあると認められるとき。  
(8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号)第2条第2号に定める暴力団(その団体の構成員〈その団体の構成団体の構成員を含む〉)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号)第2条第2号に定める暴力団(その団体の構成員〈その団体の構成団体の構成員を含む〉)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。
- (9) 利用申請書に虚偽の記載があったとき又は不正な方法で各種手続きを行ったとき。
- (10) 他人に利用権を譲渡又は転貸したとき。
- (11) 正当な理由なく、納付期日までに施設利用料金を支払わなかったとき。
- (12) 本規約に違反したとき又は過去に本規約に違反したことがあるとき。
- (13) ビッグ・アイのスタッフの指示に従わないとき。
- (14) その他、施設の管理運営上、支障があると認められるとき。

### 3. 【利用の中止】

次に該当するときは施設の利用を中止する場合があります。その場合にあっては、既に納付された施設利用料金は全額還付します。

- (1) 自然災害その他緊急事態の発生により、避難又は待機する場所として、国又は地方公共団体がビッグ・アイを利用するとき。
- (2) 周辺地域が大規模自然災害に見舞われ、厚生労働省と堺市で締結された「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定」に基づき福祉避難所が開設されたとき。
- (3) 自然災害その他の要因により、ビッグ・アイが著しく損傷を受け、運営を続行できなくなったとき。
- (4) 国の指示により、ビッグ・アイの運営を中止したとき。

### 4. 【免責および損害賠償】

多目的ホール及び研修室を利用するに当たり、次の各号に定める免責及び損害賠償に関する事項に合意したものとみなします。

- (1) 利用期間中にビッグ・アイ内で生じた利用希望者及びその関係者が持ち込んだ物品（金銭、貴重品等を含む。）等の盗難、滅失及び破損事故並びに人身事故については、その原因の如何に関わらず、ビッグ・アイは一切の責任を負いません。
- (2) 天変地異、関係行政機関からの指示、その他ビッグ・アイの責に帰することのできない事由により、利用を中止せざるを得なくなった場合は、利用希望者が被ったいかなる損害についても、ビッグ・アイは一切の責任を負いません。
- (3) 利用希望者が本規約に違反したことによって、ビッグ・アイが損害を被った場合は、その直接的損害及びそれに付随する損害について利用希望者に賠償を求めるものとします。
- (4) 施設、設備、什器、備品、貸出物品等を毀損・紛失した場合は、利用希望者はビッグ・アイからの賠償請求に応じるものとします。
- (5) ビッグ・アイの責に帰すべき事由により、利用希望者に損害が発生した場合は、既にビッグ・アイが受領した施設利用料金の額を限度として、その損害を賠償するものとします。
- (6) ビッグ・アイの責に帰すべき事由により、利用団体のメンバーが負傷した場合は、ビッグ・アイが加入する傷害保険の範囲内で対応します。



国際障害者交流センター ビッグ・アイ  
〒590-0115 大阪府堺市南区茶山台1-8-1  
TEL 072-290-0900 FAX 072-290-0920